

○厚生労働省令第七十一号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第十四条の四第六項及び第十四条の五第二項の規定に基づき、
薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第三項中「二月」を「七十日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日前に改正前の薬事法施行規則（以下「旧規則」という。）第六十三条第三項の期間

が既に満了している医薬品に係る報告（改正後の薬事法施行規則（以下「新規則」という。）第六十三条第三項の規定により行う同条第二項の報告をいう。）については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の日前に旧規則第六十三条第三項の期間が既に満了している医薬品（薬事法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品及び同項第二号の規定により厚生労働大臣が指示した医薬品をいう。）

に係る報告（新規則第二百五十三条第一項第三号イの規定により行う同項の報告をいう。）については、なお従前の例による。